

高知県

(金抜)

高土政委 第6号

土木工事資材単価調査委託業務 実施設計書

履行期限 令和 7年 9月30日

令和 6年11月14日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

特 記 仕 様 書

（調査の目的）

第1条 本業務は、高知県内における土木工事の材料の実態調査を実施し、高知県内で施工される公共工事の積算における設計単価及び災害査定申請単価を決定するための基礎資料として、市場の適正価格とその実態を把握することを目的とする。

（調査の範囲）

第2条 調査の範囲は、次のとおりとする。

（1）調査対象地域

高知県全域とする。（地区別単価の場合は、別紙地区境界を参照）

（2）調査対象資材

高知県が指示する調査対象品目。

（指示及び監督）

第3条 受注者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき実施するものとする。仕様書に明記されていない事項については、発注者（以下「甲」という。）と協議のうえ処理するものとする。

また、協議内容については、打ち合わせ記録簿として報告書に添付すること。

2. 本業務の甲の担当部署は、土木部技術管理課とする。

（貸与品等）

第4条 甲は、調査に必要となる以下のものを支給又は貸与する。

（1）材料仕様書

（2）その他必要図書等

（業務内容）

第5条 本業務は、甲が指示する資材等について、第1条の調査の目的に合致する実態調査等を実施し、報告する価格は、実際の取引価格（以下「実勢価格」という）を報告する。

なお、取引実績が少なく、実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査のうえ、厳正に決定しなければならない。

2. 調査価格の決定は、調査時点において最頻価格によるものとする。なお、価格の決定においては十分に審査を行ったうえ決定するものとし、その結果の整理・取りまとめを行い、甲の指定するデータ形式で報告するものとする。

3. 乙は、実施した調査結果をもとに調整作業が必要な場合においては、甲の指示により調整作業を行わなければならない。

4. 本業務の実施にあたり、乙は価格決定等の調査方法及び調査価格から単価決定に至る手法等を明らかにした資材価格調査計画を提出するものとする。

（調査項目及び調査期間等）

第6条 調査項目は、次によるものとする。

（調査項目）

刊行物に価格の記載がない資材を特別に調査を行うもので、以下に区分する資材を調査する。

調査品目は、別途指示するが、予定品目数については、金抜き設計図書に記載のとおりとする。なお、品目数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

・A資材

図面の不要な資材で、調査対象業者が確保されている刊行物等の掲載品に準じる標準品。

・B資材

図面の不要な資材で、調査対象地区の生産拠点等を対象に、現地あるいは周辺地区で調査員が実査もしくは複数の見積徴収を必要とする資材。

・C資材

複雑な構造物等に使用される資材で、参考図書等がなければ調査困難な資材。刊行物等の掲載品に準じる標準品以外の資材。

・D工事費

市場単価の適用範囲外、又は物価資料における材工共の工事費調査。

（調査期間）

調査期間は別途協議のうえ決定する。（1～2ヶ月程度）

（調査条件及び方法）

調査方法は、調査対象業者（生産者、商社及び需用者）を訪問して行う「面接調査」を原則とする。

①主として、高知県内に資材を納入している業者又は購入している業者を対象とする。

②建設請負業者が、メーカー、問屋又は特約店から購入する（大口需要者渡し

特 記 仕 様 書

）価格を原則とする。

③調査価格は、現場着単価を原則とする。

なお、アスファルト混合物、生コンクリート及び骨材・砕石については、以下の点に留意すること。

- ・アスファルト混合物については、アスファルト舗装要綱による品質管理の可能な試験設備と技術者を有する工場について価格調査を実施する。
- ・生コンクリートについては、JIS認定工場およびこれに準ずる工場を対象とし価格調査をする。
- ・骨材・砕石等については、コンクリート標準示方書、アスファルト舗装要綱、JIS等の品質規格に適合するものを対象とし価格調査する。

（価格プロセスの確認）

第7条 甲は、乙に対して業務履行期間中に価格決定プロセスの内容確認を求めることができる。

なお、確認回数は1回以上とし、乙は下記の資料を掲示し、甲による確認を受けるものとする。

（1）価格決定説明書

- ・調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）
- ・価格調査を行ったメーカー等の価格調査個票（資材品目、規格、価格等）
- ・調査価格の信頼性判定
- ・最終価格の決定

（2）乙内部の審査状況

- ・内部の審査結果
- ・内部審査資料

（3）その他、甲の指示する資料

（成果品及び一時報告）

第8条 成果品の提出については、次のとおりとする。なお、公表用データを含む。

- ①報告書……………1部
- ②CD-R……………1部（データ形式等は別途指示する）

（報告単価の利用条件）

第9条 甲は、乙から報告を受けた報告単価については、第1条における調査の目的の

ために利用するものとする。

2. 甲は上記のほか、次の各項について、必要に応じて乙との協議のうえ、利用できるものとする。

①乙からの調査結果報告を第三者（関係する自治体等に限る。）へ提供すること。

②甲が、設計単価の公表等を行う場合。この場合、甲の公表図書として、報告資料と別に公表用の資料を定める場合は、乙は必要な資料を甲に提出するものとする。

③甲が行う事後公表。

④甲が開示請求を受けた場合等。

⑤甲の組織内情報通信網で使用する場合。

（その他）

第10条 甲は、本業務を円滑に遂行するため、乙に対して、業務の進捗状況の報告を求めることができる。

2. 契約期間内において、調査対象品目の市況における価格が大きく変動した場合は乙は甲に情報提供を行なうものとする。

3. この仕様書の定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
直接人件費					
特別調査					
	式	1			明細表 第1号
直接経費					
旅費交通費					
	式	1			明細表 第2号
直接原価					
その他原価					
	式	1			
業務原価計					

委 託 費 内 訳 表

[illegible]

明細表 第 1号
特別調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
A資材					
	件	13			
B資材					
	件	12			
C資材					
	件	64			
D資材					
	件	6			
1 式 当り					

明細表 第 2号
旅費交通費

明細表

[illegible]